

証券コード 9818
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

大阪市住之江区緑木一丁目4番39号
大丸エナウイン株式会社
代表取締役社長執行役員 古 野 晃

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト（株主総会資料）】

<https://www.gas-daimaru.co.jp/ir/doc.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9818/teiiji/>



【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



銘柄名（会社名）に「大丸エナウイン」または証券コードに「9818」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、[株主総会招集通知 / 株主総会資料]欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ後述のご案内に従い、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区緑木一丁目4番39号
本社6階会議室

3. 目的事項
報告事項

1. 第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

※本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

※株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見 本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

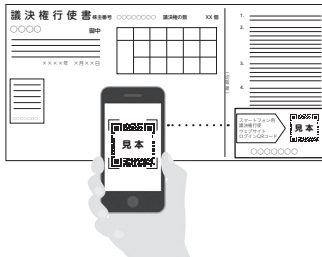
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

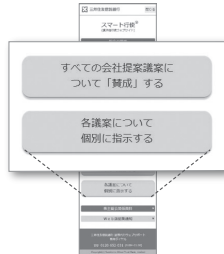
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

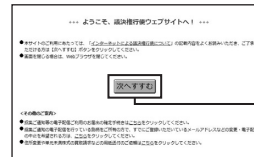
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

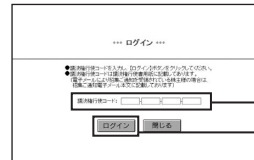
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、製造業において堅調な設備投資需要により景況感が改善し、また、非製造業においても価格転嫁の進展やインバウンド需要の回復もあり景況感が若干改善しております。先行きについては、米トランプ政権の関税政策を背景とした世界経済の悪化や、物価上昇による消費の減少、コストの増加等の影響も懸念され、慎重な見通しが続いております。

このような環境のもとで、当社グループの売上高は、ＬＰガスの出荷量が前連結会計年度と比べ増加し、またＬＰガスの仕入価格に連動する販売単価が上昇したこと等により、33,418百万円と前連結会計年度と比べ3,513百万円（11.7％）の増収となりました。

損益面では、売上高の増加に伴い、売上総利益は、10,230百万円と前連結会計年度と比べ267百万円（2.7％）の増益となりました。販管費は、8,964百万円と前連結会計年度と比べ55百万円（0.6％）の増加となり、営業利益は、1,266百万円と前連結会計年度と比べ211百万円（20.0％）の増益となりました。

営業外収益及び営業外費用を加減算した経常利益は、1,356百万円と前連結会計年度と比べ191百万円（16.4％）の増益となりました。法人税等控除後の親会社株主に帰属する当期純利益は、888百万円と前連結会計年度と比べ155百万円（21.1％）の増益となりました。

セグメントごとの経営成績の概況は、次のとおりであります。

【リビング事業】

当セグメントにおきましては、住宅設備部門の販売が減少したものの、ＬＰガスの出荷量が前連結会計年度と比べ増加し、またＬＰガスの仕入価格に連動する販売単価が上昇したこと等により、売上高は、24,044百万円と前連結会計年度と比べ2,676百万円（12.5％）の増収となりました。住宅設備部門の販売の減少等により売上総利益が減少したものの、販管費が減少したため、セグメント利益（営業利益）は、737百万円と前連結会計年度と比べ91百万円（14.3％）の増益となりました。

【アクア事業】

当セグメントにおきましては、「スーパーバナジウム富士」の販売本数が増加したこと等により、売上高は、1,229百万円と前連結会計年度と比べ13百万円（1.1％）の増収となりました。売上総利益は減少したものの、販管費が減少したため、セグメント利益（営業利益）は、62百万円と前連結会計年度と比べ2百万円（3.5％）の増益となりました。

【医療・産業ガス事業】

当セグメントにおきましては、在宅医療機器のレンタルや販売が増加したこと等により、売上高は、8,144百万円と前連結会計年度と比べ823百万円（11.2％）の増収となりました。売上高の増加に伴い売上総利益も増加し、販管費が増加したものの、セグメント利益（営業利益）は、466百万円と前連結会計年度と比べ117百万円（33.6％）の増益となりました。

部門別売上状況

事業区分 \ 期 別		第74期（前連結会計年度）		第75期（当連結会計年度）	
		金 額	構成比	金 額	構成比
	ぼっぽガス	6,053 百万円	20.2 %	6,250 百万円	18.7 %
	エネルギー	11,665	39.0	14,250	42.6
	住宅設備	3,649	12.2	3,543	10.6
	リビング事業	21,367	71.4	24,044	71.9
	アクア事業	1,215	4.1	1,229	3.7
	在宅医療	3,477	11.6	3,952	11.8
	医療ガス	1,738	5.8	1,799	5.4
	産業ガス・機材	2,104	7.1	2,393	7.2
	医療・産業ガス事業	7,321	24.5	8,144	24.4
	合 計	29,905	100.0	33,418	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,387百万円であります。その主なものは、リビング事業におけるLPガス配管設備、医療・産業ガス事業における高圧ガス貯槽・配管設備及びレンタル用の在宅医療機器等であります。

なお、当社グループの配送業務に係る車両のリース資産として、202百万円を計上しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 72 期 (自 2021. 4. 1) (至 2022. 3. 31)	第 73 期 (自 2022. 4. 1) (至 2023. 3. 31)	第 74 期 (自 2023. 4. 1) (至 2024. 3. 31)	第 75 期 (当連結会計年度) (自 2024. 4. 1) (至 2025. 3. 31)
売 上 高	26,507 百万円	30,635 百万円	29,905 百万円	33,418 百万円
経 常 利 益	1,059 百万円	1,120 百万円	1,165 百万円	1,356 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	755 百万円	660 百万円	733 百万円	888 百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	99 円 14 銭	86 円 78 銭	96 円 09 銭	116 円 15 銭
総 資 産	20,223 百万円	21,811 百万円	21,828 百万円	22,130 百万円
純 資 産	13,366 百万円	14,229 百万円	14,134 百万円	14,909 百万円

(6) 対処すべき課題

当社グループは、ＬＰガス販売を中核とするリビング事業により発展してまいりました。「保安なくして繁栄なし」をモットーに「保安の確保」「安定供給」を追求するとともに快適で安全な暮らしのサポーターとなることを目指しております。しかしながら、ＬＰガスの販売環境は、電気、都市ガスの小売り自由化や省エネ機器の普及、都市ガスエリアへの人口シフトによる出荷量の減少、といった厳しい状況にあります。今後につきましては、経営環境の大きな変化で先行きは予断を許さない状況が続くと思われます。当社といたしましては、ＬＰガス消費者軒数増加のため、営業権の譲受けや新規ＬＰガス顧客の開拓を積極的に行い、また、アクア事業におけるミネラルウォーターの宅配事業と医療・産業ガス事業における在宅医療機器レンタル及び医療・産業ガス販売においてもＭ＆Ａ等による事業規模の拡大を図り、リビング事業に続く収益の柱として利益の安定を目指します。

事業ポートフォリオの観点からも、リビング事業を維持発展させながらアクア事業及び医療・産業ガス事業を第２、第３の収益の柱にするべく経営資源を投入しております。

来期は「グループ協働でNextステージへPartⅡ～自ら考動（考えて動く）し実践あるのみ～」をテーマとして、社員一人一人が目標に向けて自由な発想で新たな商機を生み出し、大丸エナウィンググループで新たなイノベーションを起こして、更なる成長・発展を目指します。

各事業の主な施策は次のとおりであります。

【リビング事業】

- ① CN（カーボンニュートラル）推進部の機能強化により、脱炭素社会に貢献するLPガス関連商材の普及推進に注力します。
- ② LPガス、アクア商品のセット販売や、グループ会社との連携による拡販に努めます。
- ③ 全営業店で建築・工事のスペシャリストを育成し、リフォーム事業の自立に注力します。
- ④ LPWA（広域無線通信検針システム）を計画的に設置し、検針・配送業務の効率化を図ります。

【アクア事業】

- ① 各事業部門との連携及び他商材を絡めた販売戦略を展開します。
- ② 販売チャネルの多様化による営業展開を図ります。
- ③ ミネラルウォーター以外の商材提案も行い、お客様満足度を高めて当社ファン作りに努めます。
- ④ 設備強化を実施した鈴鹿工場・山中湖工場において、環境への取組みとして、さらなる廃棄物の削減及び効率化した運用に取り組みます。

【医療・産業ガス事業】

- ① 高圧ガス充填設備を持つ滋賀支店、奈良支店（2025年4月に営業所より支店へ変更）、近畿酸素株式会社の3拠点及び製造・物流室が連携し、グループ全体の供給体制の強化及び配送効率の向上を図ります。
- ② 当社及びグループ会社の近畿酸素株式会社、株式会社キンキ酸器の3社の連携により、近畿圏でのさらなるシェア拡大に努めます。
- ③ 在宅医療機器のレンタル増加に努め、クリニック、病院とのレンタル契約を推進します。
- ④ 医療機器サービスセンターにより、医療機器の点検、修理、メンテナンス等の品質の強化に努めます。
- ⑤ 農業、食品、製薬分野等をターゲット先として、産業用ガスの需要開拓を推進します。

なお、当期は1株当たり中間期は13円の配当を実施し、期末は14円の配当とさせていただきま
す。業績の進展や投資状況を総合的に勘案しながら、引き続き株主還元を努めてまいりたいと存じま
す。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
丸 信 ガ ス 株 式 会 社	20,000千円	100%	ＬＰガス販売
湖 東 ガ ス 株 式 会 社	32,400千円	100%	ＬＰガス販売
近 畿 酸 素 株 式 会 社	10,000千円	100%	医療・産業用ガス製造・販売
株 式 会 社 フ モ ト 商 会	10,000千円	100%	ＬＰガス販売
株 式 会 社 キ ン キ 酸 器	15,100千円	100%	在宅医療機器のレンタル、医療用ガス販売
角 丸 エ ナ ジ ー 株 式 会 社	10,000千円	100%	ガソリンスタンドの経営、ＬＰガス販売
株 式 会 社 太 陽 プ ロ パ ン	3,000千円	100%	ＬＰガス販売
株 式 会 社 ク サ ネ ン	15,000千円	100%	ＬＰガス販売、住宅リフォーム等
株 式 会 社 岩 崎 工 業 所	23,000千円	100%	設備工事（給排水・衛生・空調・さく井等）

(8) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事 業 区 分	事 業 内 容 、 取 扱 商 品 等
リビング事業	ＬＰガス、石油製品、住宅設備機器等の販売
ぽっぽガス	ＬＰガス（プロパンガス家庭用・業務用・工業用）
エネルギー	ＬＰガス（プロパンガス卸売、ブタンガス）、石油製品（ガソリン、軽油、灯油等）、電力事業（代理店）
住宅設備	ガス器具、住宅設備機器、空調機器、家電製品、太陽光発電システム、リフォーム
アクア事業	ミネラルウォーターの製造販売等
医療・産業ガス事業	在宅医療機器、医療・産業ガス、産業機材等の販売
在宅医療	在宅医療機器
医療ガス	医療ガス、医療機器、医療ガス設備
産業ガス・機材	産業ガス、溶接・溶断機器、溶接材料、産業機器

(9) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

当 社	
本社	大阪府大阪市住之江区緑木一丁目4番39号
支店	関東（茨城県かすみがうら市） 滋賀（滋賀県愛知郡） 湖南（滋賀県野洲市） 京都（京都府京都市） 大阪（大阪府岸和田市） 和歌山（和歌山県和歌山市）
営業所	北陸（福井県福井市） 南大阪（大阪府堺市） 阪神（大阪府豊中市） 神戸（兵庫県神戸市） 奈良（奈良県大和高田市） 高松（香川県高松市） アクア東京（東京都練馬区） アクア阪神（大阪府豊中市）
ぽっぽガス事業所	各支店に併設、及び 水戸（茨城県水戸市） 北陸（福井県福井市） 長浜（滋賀県長浜市） 彦根（滋賀県彦根市） 近江八幡（滋賀県近江八幡市） 草津（滋賀県栗東市） 大阪（大阪府堺市） 泉南（大阪府泉南市） 紀北（和歌山県伊都郡） 中紀（和歌山県日高郡） 奈良（奈良県大和高田市） 高松（香川県高松市）
医療・産業ガス事業所	首都圏（神奈川県横浜市） 九州（宮崎県宮崎市） 中部（愛知県一宮市）
工場	アクアボトリング鈴鹿工場（滋賀県東近江市） アクアボトリング山中湖工場（山梨県南都留郡） ガス充填工場：各支店（京都支店を除く）及び奈良営業所、泉南事業所に併設
子会社	丸信ガス株式会社（愛媛県松山市） 湖東ガス株式会社（滋賀県東近江市） 近畿酸素株式会社（兵庫県丹波篠山市） 株式会社フモト商会（愛媛県松山市） 株式会社キンキ酸器（大阪府吹田市） 角丸エナジー株式会社（大阪府泉南市） 株式会社太陽プロパン（福井県福井市） 株式会社クサネン（滋賀県草津市） 株式会社岩崎工業所（滋賀県長浜市） 彦根ホームガス株式会社（滋賀県彦根市）

(10) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
668名 [44名]	26名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数については、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を [] 内に外書きしております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
469名 [22名]	26名増	46.5歳	11.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数については、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を [] 内に外書きしております。

(11) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	776百万円
株式会社京都銀行	146百万円

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,046,500株（自己株式391,221株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,791名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 丸 エ ナ ウ ィ ン 共 栄 会	899 千株	11.7 %
E N E O S グ ロ ー プ 株 式 会 社	498	6.5
光 通 信 株 式 会 社	365	4.8
株 式 会 社 パ ロ マ	354	4.6
大 丸 エ ナ ウ ィ ン 社 員 持 株 会	291	3.8
青 木 尚 史	239	3.1
堀 川 産 業 株 式 会 社	225	2.9
大 道 薫	206	2.7
伊 藤 吉 朝	193	2.5
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	182	2.4

- (注) 1. 当社は、自己株式391,221株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位を四捨五入して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役6名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、14,686株であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	古 野 晃	社長執行役員
取 締 役	居 内 清 和	常務執行役員 リビング事業本部長 兼 エネルギー・住設部長
取 締 役	青 木 重 人	常務執行役員 医療・産業ガス事業本部長 兼 医療ガス部長
取 締 役	宮 前 雅 彦	常務執行役員 総務部長 兼 情報企画部長
取 締 役	塚 本 晃 久	上席執行役員 財務部長
取 締 役	越 中 紳 浩	上席執行役員 在宅医療部長
取締役（常勤監査等委員）	小 川 貢	
取締役（監査等委員）	松 井 大 輔	松井公認会計士事務所 所長 TONE株式会社 社外取締役（監査等委員） ネクサス監査法人 代表社員
取締役（監査等委員）	松 本 裕 美	岸田・松本法律事務所

（注） 1. 2024年6月27日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり役員の異動がありました。

新任取締役 越中紳浩 退任取締役 大道薫

2. 監査等委員松井大輔氏及び松本裕美氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 当社は、内部監査部門及び会計監査人との連携を円滑に行い、監査・監督機能の実効性を高めるため、小川貢氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員松井大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員松本裕美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）小川貢氏、松井大輔氏及び松本裕美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用の損害を填補することとしており、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。取締役会としては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額について、当社グループの全体及び事業別の業績を勘案した上で、独立社外取締役とも協議を行い総合的に評価したものであり、決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度の各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（基本報酬、短期インセンティブ報酬及び中長期インセンティブ報酬）については、2024年5月21日開催の取締役会にて決議した改正後の決定方針に基づき、取締役会の諮問機関として2023年11月24日付で設置した任意の指名・報酬委員会（構成員は、代表取締役社長1名、独立社外取締役2名の計3名）の答申を受け、2024年6月27日開催の取締役会にて決議しております。

なお、指名・報酬委員会の答申を受け、2024年5月21日開催の取締役会にて決議した改正後の決定方針の内容は以下のとおりであります。

< 1. 基本方針 >

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、

- ①社会インフラ、公共性の高い事業を行っている企業として相応しいものであること
- ②同業の事業規模や企業価値からみて妥当なものであること
- ③社内の昇格ステップに合わせ、資格や実績等の総合判断に見合う魅力的なものであること
- ④過去の役員報酬と連続性のあるものであること
- ⑤グループの企業価値向上へのインセンティブを含むものであること

を基本方針とする。

また、役員報酬は、基本報酬、短期インセンティブ報酬としての賞与、中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成される。

監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、取締役の業務執行に関する監督等、独立かつ客観的な立場、役割に鑑みて基本報酬のみとする。

＜2. 基本報酬の個人別報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）＞

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、基本方針を踏まえつつ、役位・職責・在任年数等に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

＜3. 短期インセンティブ報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）＞

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の短期インセンティブ報酬（金銭報酬）は、個々の業務執行状況や当社グループの業績指標等に基づき算出し、役員賞与としての位置付けで毎年一定の時期に支給することとする。なお、経営の基盤となり、業績を最も客観的に表す連結営業利益（※）を主な業績指標（KPI）とし、役位別の評価を勘案して決定するものとする。

（※）2025年3月期の連結営業利益の目標値は1,300百万円、実績値は1,266百万円となっております。

＜4. 中長期インセンティブ報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）＞

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の中長期インセンティブ報酬（非金銭報酬）は、企業価値の持続的な向上と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、毎年一定の時期に支給する。その総額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内とする。付与株式数は、役位・職責・在任年数等に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

＜5. 役員の個人別報酬額に対する基本報酬・短期インセンティブ報酬・中長期インセンティブ報酬の割合の決定方針＞

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬総額は、基本方針①～⑤を踏まえて決定し、その割合は、当社のおかれた社会的責任や継続性、レジリエンスなどを勘案して目安は下記のとおりとする。また役位・役職等による支給割合の差は設けない。

基本報酬	短期インセンティブ報酬	中長期インセンティブ報酬
70%	10%	20%

< 6. 役員の個人別報酬の内容についての決定に関する事項 >

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は、2016年6月29日開催の定時株主総会にて決議されており、年額200百万円以内となっている。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）である。また、監査等委員である取締役の報酬総額は、2023年6月29日開催の定時株主総会にて決議されており、年額50百万円以内となっている。さらに、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、2023年6月29日開催の定時株主総会にて決議されており、年額50百万円以内となっている。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）である。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、任意の指名・報酬委員会（代表取締役社長1名、社外取締役2名、計3名で構成）にて「役員服務規定」及び「役員報酬内規」に定めた基本報酬の決定基準を踏まえ審議をし、取締役会にて任意の指名・報酬委員会からの答申に基づき決議する。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、「役員服務規定」及び「役員報酬内規」に定めた基本報酬の決定基準を踏まえ、監査等委員の協議により決定する。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬額の総額 (千円)	報 酬 等 の 額 (千 円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	短期インセン ティブ報酬	中長期インセ ンティブ報酬	
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	161,878	108,870	28,380	24,628	7
取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役)	26,010 (11,250)	26,010 (11,250)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (う ち 社 外 取 締 役)	187,888 (11,250)	134,880 (11,250)	28,380 (—)	24,628 (—)	10 (2)

- (注) 1. 当社は、2023年6月29日開催の第73回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対し、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。
2. 当事業年度の各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（基本報酬、短期インセンティブ報酬及び中長期インセンティブ報酬）については、2024年5月21日開催の取締役会にて決議した改正後の決定方針に基づき、指名・報酬委員会の答申を受け、2024年6月27日開催の取締役会にて決議しております。
3. 中長期インセンティブ報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「3. (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 報酬等の額のほか、使用人兼務取締役3名の使用人分給与相当額19,080千円を支払っております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役（監査等委員）松井大輔氏は、松井公認会計士事務所の所長であり、また、T O N E 株式会社の社外取締役（監査等委員）及びネクサス監査法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と松井公認会計士事務所、T O N E 株式会社及びネクサス監査法人との間には特別の関係はありません。
 - 取締役（監査等委員）松本裕美氏は、岸田・松本法律事務所の弁護士であります。なお、当社と岸田・松本法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
松 井 大 輔	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。コーポレート・ガバナンスに関する具体的な情報提供や発言をしております。
松 本 裕 美	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。法律家として議論の論点整理と説明責任の遂行に関する発言をしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

海南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 24,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員は、「コンプライアンス規定」及び同規定に基づく「コンプライアンス宣言」を行動規範とし、業務分掌及び職務権限規定等各種規定に基づいて職務を執行する。
- ② 内部監査機関として社長直属の監査室を設置し、業務活動が適切かつ効率的に行われているか定期あるいは臨時に監査する体制をとる。
- ③ 従業員及び外部者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完及び強化を図る。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制の整備、運用状況の評価を行うとともに、必要に応じて改善、是正措置を講ずる。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」その他関連規定に基づき、重要な会議の議事録や決裁書類を適切に保存・管理する。

また、情報取扱責任者を任命し、会社情報の適時、適切な開示を行う体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規定」を定め、業務執行に係るリスクの把握と分析を行い、適切な対応を行うための全社的な管理体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、社長を議長とする経営審議会を定期的に開催する。

取締役会により中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、計画達成のため取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役及び各職位の権限と責任を明確にする。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規定等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
- ② 子会社に関してもコンプライアンスの確保、会計基準の同一性の確保等グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。また、監査室による監査を必要に応じて実施する。
- ③ 行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。
- ④ 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規定」を制定する。
- ⑤ 子会社が当社と同様のコンプライアンス体制を構築するために、「内部通報規定」により、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
- ⑥ 子会社の取締役、監査役及び使用人は、子会社においてコンプライアンス上の問題等について、内部通報制度により監査室に報告する。監査室は、直ちに監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査等委員会は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会より職務補助の要請があるときには、要請内容を尊重し、監査室又は総務・財務部門の従業員に監査等委員会の職務を補助させるとともに、かかる職務については、監査等委員会の指揮命令に従うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行の状況を把握するため、取締役会、経営審議会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 定期的に監査等委員会と社長との意見交換の場を設けるほか、監査等委員会が必要と認めた場合は他の取締役及び従業員からその職務等に関する報告を受けることができる。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、内部監査部門である監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
- ② 監査等委員会は、監査に当たり重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の権限を有する。
- ③ 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、及びコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査等委員会へ報告を行う。また、使用人の監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じ、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を13回開催しており、経営上の意思決定を行っております。また、取締役会規定やその他の社内規定を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

また、過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会を設置しております。当事業年度において5回開催しており、取締役の選任、解任及び報酬等について審議を行い、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

(2) 監査等委員の職務執行

当事業年度において監査等委員会を13回開催しており、監査等委員相互による意見交換が行われております。また、監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席するほか、会計監査人並びに監査室との間で定期的に情報交換を行うことにより、取締役の職務執行について監査をしております。

(3) 内部監査の実施

社長直轄部門である監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門及びグループ各社の内部監査を実施しております。監査結果について社長に報告を行うとともに、被監査部門等に要改善事項の指示を行っております。

(4) 内部統制システム

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に評価を実施しており、その結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社はＬＰガスを主軸に医療用ガス、産業用ガス等のガス関連事業を中心とする公共性の高い業種でありますので、安定的な経営基盤の確立を図るとともに、株主へ継続的に安定した配当を行うことが重要と考えております。当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等について取締役会の決議によって行うことができる旨、定款に定めております。当期の配当につきましては、2024年10月24日開催の取締役会において13円の間配当を行うことを決議し、2025年５月14日開催の取締役会において14円の期末配当を行うことを決議いたしました。その結果、年間27円の配当を実施いたしました。

なお、内部留保金につきましては、引き続き将来の収益安定に備えてリビング事業、アクア事業、医療・産業ガス事業の需要増に対応した安定供給体制確立並びに保安設備充実のための投資資金に充当してまいります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,624,002	流 動 負 債	5,397,967
現金及び預金	3,218,536	支払手形及び買掛金	2,007,858
受取手形	165,675	電子記録債務	1,530,987
電子記録債権	322,067	短期借入金	30,000
売掛金	4,022,543	1年内返済予定長期借入金	439,524
契約資産	549,885	リース債務	138,392
商品及び製品	876,729	未払法人税等	350,884
その他	498,479	契約負債	24,495
貸倒引当金	△29,913	役員賞与引当金	3,980
固 定 資 産	12,506,591	その他	871,845
有形固定資産	9,178,077	固 定 負 債	1,822,727
建物及び構築物	2,692,444	長期借入金	684,397
機械装置及び運搬具	541,224	リース債務	267,582
工具、器具及び備品	1,617,655	繰延税金負債	282,766
土地	3,828,186	役員退職慰労引当金	200,704
リース資産	369,067	退職給付に係る負債	27,704
その他	129,499	その他	359,572
無形固定資産	2,177,263	負 債 合 計	7,220,695
のれん	1,441,104	純 資 産 の 部	
顧客関連資産	656,587	株 主 資 本	14,639,770
その他	79,570	資 本 金	870,500
投資その他の資産	1,151,250	資 本 剰 余 金	988,290
投資有価証券	774,200	利 益 剰 余 金	13,061,343
関係会社株式	9,400	自 己 株 式	△280,362
繰延税金資産	87,123	その他の包括利益累計額	270,127
その他	283,051	その他有価証券評価差額金	270,127
貸倒引当金	△2,524	純 資 産 合 計	14,909,898
資 産 合 計	22,130,593	負 債 及 び 純 資 産 合 計	22,130,593

招集（通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

[illegible]

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	870,500	974,185	12,371,461	△290,842	13,925,304
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△198,846		△198,846
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			888,729		888,729
自 己 株 式 の 取 得				△44	△44
自 己 株 式 の 処 分		14,104		10,524	24,628
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	14,104	689,882	10,479	714,465
当 期 末 残 高	870,500	988,290	13,061,343	△280,362	14,639,770

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	208,974	208,974	14,134,279
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△198,846
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			888,729
自 己 株 式 の 取 得			△44
自 己 株 式 の 処 分			24,628
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	61,152	61,152	61,152
連結会計年度中の変動額合計	61,152	61,152	775,618
当 期 末 残 高	270,127	270,127	14,909,898

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 9 社
- ・ 連結子会社の名称 丸信ガス株式会社
湖東ガス株式会社
近畿酸素株式会社
株式会社フモト商会
株式会社キンキ酸器
角丸エナジー株式会社
株式会社太陽プロパン
株式会社クサネン
株式会社岩崎工業所

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 彦根ホームガス株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 会社の名称
(非連結子会社) 彦根ホームガス株式会社
(関連会社) 愛媛ベニー株式会社
株式会社ファイブスターガス
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社キンキ酸器の決算日は1月31日であり、株式会社岩崎工業所の決算日は12月31日であります。株式会社キンキ酸器及び株式会社岩崎工業所については決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

製品

なお、一部の小口商品については最終仕入原価法を採用しております。
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ、役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職金支給に備えるため、役員退職慰労金取扱内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、ＬＰガス、住宅設備機器等の販売を主とし、アクア（ミネラルウォーター）の宅配、在宅医療機器のレンタル及び医療・産業ガスの販売事業を営んでおります。これらの商品等の販売については、主として、商品の引渡時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、商品の引渡時点において収益を認識しております。また、ＬＰガスのメーター販売については、顧客による継続的なガスの使用であり、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、毎月実施する検針による顧客の使用量に基づき収益を認識しております。なお、収益認識会計基準第35項の定めに従った収益を認識するため、決算月に実施した検針の日から決算日まで生じた収益を見積り計上しております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

さらに、一部の連結子会社は、顧客との工事請負契約に基づき、工事の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり進捗度に応じた収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。なお、工期のごく短い工事請負契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間（５年～１０年）で均等償却しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（「企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 連結計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目

固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎として見積られますが、当該見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受ける可能性があると判断しております。

- (2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	9,178,077千円
無形固定資産	2,177,263千円
繰延税金資産	87,123千円
繰延税金負債	282,766千円

- (3) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来の事業計画により見積られた将来の営業キャッシュ・フロー及び将来の課税所得に基づき、固定資産の減損会計及び税効果会計を適用し、有形固定資産及び無形固定資産並びに繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

当該営業キャッシュ・フロー及び課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産並びに繰延税金資産及び繰延税金負債に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,476,056千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,046,500株

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	99,328千円	13.0円	2024年 3月31日	2024年 6月10日
2024年10月24日 取締役会	普通株式	99,518千円	13.0円	2024年 9月30日	2024年 12月11日

- (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	107,173千円	14.0円	2025年 3月31日	2025年 6月9日

配当の原資は利益剰余金であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については3ヶ月を超えない国債等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブなどの投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、また、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資やM&Aに係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券			
其他有価証券	772,234	772,234	—
② 長期借入金（※）	1,123,921	1,107,087	△16,833

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,965千円）は「①投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。同様に関係会社株式（連結貸借対照表計上額 9,400千円）についても時価注記には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	772,234	－	－	772,234
資産計	772,234	－	－	772,234

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（※）	－	1,107,087	－	1,107,087
負債計	－	1,107,087	－	1,107,087

（※）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利による借入金の時価については、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利による借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	リビング 事業	アクア 事業	医療・産業 ガス事業	
ぽっぽガス	6,112,636	－	－	6,112,636
エネルギー	14,250,997	－	－	14,250,997
住宅設備機器	3,543,448	－	－	3,543,448
アクア	－	1,229,390	－	1,229,390
在宅医療	－	－	3,952,036	3,952,036
医療ガス	－	－	1,799,353	1,799,353
産業ガス・機材	－	－	2,393,304	2,393,304
顧客との契約から 生じる収益	23,907,082	1,229,390	8,144,694	33,281,166
その他の収益（注）	137,437	－	－	137,437
計	24,044,519	1,229,390	8,144,694	33,418,604

（注）「その他の収益」は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済政策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、L P ガス料金の値引きの原資として受領する補助金であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,180,495
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,510,285
契約資産（期首残高）	445,971
契約資産（期末残高）	549,885
契約負債（期首残高）	54,719
契約負債（期末残高）	24,495

当社グループは、ＬＰガスのメーター販売については、毎月、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき顧客に対する請求を行っておりますが、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益については、見積り計上しております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。契約資産は、当該収益の見積り計上に関するものであります。

また、一部の連結子会社は、顧客との工事請負契約に基づき、工事の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり進捗度に応じた収益を認識しております。当連結会計年度において、契約資産が103,913千円増加した主な理由は、当該進捗度に基づき計上した収益に係る契約資産の増加等によります。

契約負債は、主に、リビング事業におけるリフォーム工事の請負契約に基づき顧客から受け取った前受金及び一部の連結子会社における顧客との工事請負契約に基づく未成工事受入金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、49,740千円であります。当連結会計年度において、契約負債が30,224千円減少した主な理由は、一部の連結子会社における顧客との工事請負契約に基づく未成工事受入金の減少等によります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,947円66銭
1株当たり当期純利益	116円15銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,286,973	流 動 負 債	4,176,885
現金及び預金	1,963,347	支払手形	58,614
受取手形	137,269	電子記録債権	1,207,155
電子記録債権	317,039	買掛金	1,618,708
売掛金	3,328,721	1年内返済予定長期借入金	258,000
契約資産	348,758	リース債権	105,852
商品及び製品	687,825	未払金	69,534
前渡金	32,591	未払費用	473,877
短期貸付金	110,061	未払法人税等	270,800
その他の貸倒引当金	382,016	未払消費税等	81,857
	△20,659	契約負債	5,624
固 定 資 産	12,635,191	その他の負債	26,859
有 形 固 定 資 産	7,062,944	固 定 負 債	925,288
建物	1,828,328	長期借入金	430,800
構築物	370,736	リース負債	190,195
機械装置	388,726	繰延税金負債	54,408
車両運搬具	6,090	繰延利益準備金	56,240
工具、器具及び備品	1,103,188	その他の負債	193,643
土地	2,967,470	負 債 合 計	5,102,174
リース資産	269,134		
建設仮勘定	129,269	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	538,946	株 主 資 本	14,555,348
のれん	479,065	資本金	870,500
ソフトウェア	49,837	資本剰余金	1,213,218
電話加入権	9,194	資本準備金	1,185,972
施設利用権	849	その他の資本剰余金	27,245
投資その他の資産	5,033,300	利 益 剰 余 金	12,751,992
投資有価証券	756,817	利益準備金	161,000
関係会社株式	3,675,716	その他利益剰余金	12,590,992
出資金	2,347	特定資産圧縮積立金	130,879
関係会社長期貸付金	485,558	別途積立金	11,560,000
差入保証金	40,000	繰越利益剰余金	900,113
破産・更生債権等	1,266	自 己 株 式	△280,362
その他の貸倒引当金	72,860	評 価 ・ 換 算 差 額 等	264,642
	△1,266	その他有価証券評価差額金	264,642
資 産 合 計	19,922,164	純 資 産 合 計	14,819,990
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,922,164

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,753,230
売上原価	19,676,275
売上総利益	7,076,955
販売費及び一般管理費	6,130,248
営業利益	946,706
営業外収益	
受取利息及び配当金	22,910
受取賃貸料	24,479
仕入割引	10,769
保険配当金	10,407
その他	23,776
営業外費用	
支払利息	4,120
その他	1,803
経常利益	1,033,126
特別利益	
固定資産売却益	18,389
特別損失	
固定資産除売却損	6,256
税引前当期純利益	1,045,260
法人税、住民税及び事業税	355,392
法人税等調整額	△3,105
当期純利益	692,973

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
						特定資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	870,500	1,185,972	13,141	1,199,113	161,000	133,679	11,110,000	853,187	12,257,866
事業年度中の変動額									
特定資産圧縮積立金の取崩						△2,799		2,799	－
別途積立金の積立							450,000	△450,000	－
剰 余 金 の 配 当								△198,846	△198,846
当 期 純 利 益								692,973	692,973
自己株式の取得									
自己株式の処分			14,104	14,104					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	14,104	14,104	－	△2,799	450,000	46,925	494,126
当 期 末 残 高	870,500	1,185,972	27,245	1,213,218	161,000	130,879	11,560,000	900,113	12,751,992

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△290,842	14,036,638	204,807	204,807	14,241,445
事業年度中の変動額					
特定資産圧縮積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰 余 金 の 配 当		△198,846			△198,846
当 期 純 利 益		692,973			692,973
自 己 株 式 の 取 得	△44	△44			△44
自 己 株 式 の 処 分	10,524	24,628			24,628
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			59,835	59,835	59,835
事業年度中の変動額合計	10,479	518,709	59,835	59,835	578,545
当 期 末 残 高	△280,362	14,555,348	264,642	264,642	14,819,990

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

製品

なお、一部の小口商品については最終仕入原価法を採用しております。
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

のれん

のれんの償却については、投資効果の発現する期間（5年～10年）で均等償却しております。

ソフトウェア

見込利用可能期間に每期均等額を償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、ＬＰガス、住宅設備機器等の販売を主とし、アクア（ミネラルウォーター）の宅配、在宅医療機器のレンタル及び医療・産業ガスの販売事業を営んでおります。これらの商品の販売については、商品の引渡時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、商品の引渡時点において収益を認識しております。また、ＬＰガスのメーター販売については、顧客による継続的なガスの使用であり、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、毎月実施する検針による顧客の使用量に基づき収益を認識しております。なお、収益認識会計基準第35項の定めに従った収益を認識するため、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積り計上しております。当該収益の見積りは、同種の契約をまとめた上で、使用量及び単価を見積っております。使用量については、決算月の月初から月末までの販売量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積り、また、単価については、決算月の平均単価を基礎としております。当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（「企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目

固定資産の減損会計の適用及び超過収益力等を加味した実質価額に基づく関係会社株式の減損処理の要否は、将来の事業計画を基礎として見積られますが、当該見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受ける可能性があると判断しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	7,062,944千円
無形固定資産	538,946千円
関係会社株式	3,675,716千円

(3) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来の事業計画により見積られた将来の営業キャッシュ・フロー及び超過収益力に基づき、固定資産の減損会計及び金融商品会計を適用し、有形固定資産及び無形固定資産並びに関係会社株式を計上しております。

当該営業キャッシュ・フロー及び収益が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産並びに関係会社株式に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,739,086千円

(2) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

近畿酸素㈱ 116,510千円

㈱キンキ酸器 198,951千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 470,943千円

短期金銭債務 115,415千円

長期金銭債務 5,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 1,951,525千円

仕入高 421,797千円

販売費及び一般管理費 9,714千円

営業取引以外の取引高 59,179千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 391,221株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用（賞与）	70,779千円
未払事業税	17,304千円
貸倒引当金	6,720千円
長期未払金	60,037千円
一括償却資産	3,978千円
その他	36,947千円
繰延税金資産小計	195,767千円
評価性引当額	△69,700千円
繰延税金資産合計	126,067千円

繰延税金負債

有形固定資産	60,185千円
投資有価証券	120,290千円
繰延税金負債合計	180,476千円
繰延税金負債の純額	54,408千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」が課されることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は4,705千円増加し、法人税等調整額（貸方）が1,268千円、その他有価証券評価差額金が3,436千円、それぞれ減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	近畿酸素(株)	(所有) 直接 100%	役員の兼任 債務保証	債務保証 (注1)	116,510	－	－
子 会 社	(株)キンキ酸器	(所有) 直接 100%	資金の援助 役員の兼任 債務保証 事務所等の賃貸	利息の受取 (注2)	943	短期貸付金	49,965
				債務保証 (注2)	198,951	関係会社 長期貸付金	237,655
				賃料の受取 (注2)	17,760	－	－
子 会 社	角丸エナジー(株)	(所有) 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取 (注3)	1,441	短期貸付金	60,096
						関係会社 長期貸付金	247,902

(注1) 債務保証については、近畿酸素(株)の金融機関からの借入債務に対し行ったものであり、保証料は受領していません。

(注2) (株)キンキ酸器に対する貸付金については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年、月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

債務保証については、(株)キンキ酸器の金融機関からの借入債務に対し行ったものであり、保証料は受領していません。

事務所等の賃貸については、当社南大阪営業所、京都支店及び阪神営業所の事務所等を(株)キンキ酸器へ賃貸しており、賃貸料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

(注3) 角丸エナジー(株)に対する貸付金については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年、月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表の「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,935円92銭
1 株当たり当期純利益	90円57銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

大丸エナウィン株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋 葉	陽
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松 井	勝 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大丸エナウィン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大丸エナウィン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

大丸エナウィン株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

大 阪 事 務 所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 秋 葉 陽

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 松 井 勝 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大丸エナウィン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

大丸エナウィン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 川 貢 ㊞

監 査 等 委 員 松 井 大 輔 ㊞

監 査 等 委 員 松 本 裕 美 ㊞

（注）監査等委員松井大輔及び松本裕美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容につきましては、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会で審議の上、取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員会における協議の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありませんでした。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふるのあきら 古野晃 (1953年4月1日生)	1971年3月 当社入社 2000年6月 当社取締役滋賀支店長 2008年6月 当社常務取締役 滋賀支店長 2011年4月 当社常務取締役 リビング事業本部長 2011年6月 当社専務取締役 リビング事業本部長 2013年4月 当社代表取締役社長 2023年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	59,039株
		【取締役候補者とした理由】 候補者は、12年間にわたり当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、当社グループ全般の経営を担ってきました。その豊富な経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	い うち きよ かず 居 内 清 和 (1971年5月12日生)	1994年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社奈良営業所長 2013年12月 当社大阪支店長 2015年 4 月 当社執行役員大阪支店長 2017年 4 月 当社執行役員 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 2017年 6 月 当社取締役 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 2018年 4 月 当社取締役 リビング事業本部副本部長 兼ぽっぽガス部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2019年 4 月 当社取締役滋賀支店長 2021年 4 月 当社取締役 リビング事業本部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2021年 6 月 当社常務取締役リビング事業本部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2022年 2 月 当社常務取締役リビング事業本部長 兼ぽっぽガス部長 兼エネルギー・住設部長 兼新エネルギー部長 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員リビング事業 本部長 兼ぽっぽガス部長 兼エネルギー・住設部長 2024年 4 月 当社取締役常務執行役員リビング事業 本部長 兼エネルギー・住設部長（現任）	23,047株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、2017年より当社リビング事業本部副本部長として同部門を牽引した ほか、当社主要支店で支店長を経験しております。また2017年より当社取締役に 選任されており、業務執行能力に優れております。それらの経歴を通じて培った 経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として 選任をお願いするものであります。		

招 集 し 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	あお き あつ ひと 青 木 重 人 (1962年8月16日生)	1985年 3 月 当社入社 2002年 4 月 当社北陸営業所長 2004年 4 月 当社関東支店副支店長 2009年 4 月 当社湖南支店副支店長 2013年 4 月 当社滋賀支店長 2016年 4 月 当社新エネルギー部長 2017年 4 月 当社執行役員 医療・産業ガス事業本部副本部長 兼新エネルギー部長 2018年 4 月 当社執行役員 医療・産業ガス事業本部長 兼製造・物流室長 2018年 6 月 当社取締役 医療・産業ガス事業本部長 兼製造・物流室長 2021年 4 月 当社取締役 医療・産業ガス事業本部長 兼医療ガス部長 2021年 6 月 当社常務取締役 医療・産業ガス事業本部長 兼医療ガス部長 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員 医療・産業ガス事業本部長 兼医療ガス部長（現任）	25,947株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社の主要支店で副支店長・支店長を務めたほか、本社営業部署、経営企画部署、子会社での豊富な経験があり、多面で当社の発展に貢献してきました。また2017年には当社執行役員、2018年には当社取締役に選任されており、経営戦略の策定や業務執行にも携わっております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	みやま まさ ひこ 宮 前 雅 彦 (1965年2月2日生)	1985年6月 当社入社 2011年8月 当社情報企画部長 2015年4月 当社執行役員情報企画部長 2017年4月 当社執行役員総務部長兼情報企画部長 2018年6月 当社取締役総務部長兼情報企画部長 2021年6月 当社常務取締役 総務部長兼情報企画部長 2023年6月 当社取締役常務執行役員 総務部長兼情報企画部長（現任）	22,447株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、入社後長年にわたり情報システム部門に従事し、当社内部管理体制の向上に貢献してきました。また2015年には当社執行役員、2018年には当社取締役に選任されており、経営戦略の策定や業務執行にも携わっております。現在は総務部長を兼任し、人事、法務、広報等の責任者として手腕を発揮しております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
5	つかもと てる ひさ 塚 本 晃 久 (1967年6月14日生)	2015年11月 当社入社 管理統轄補佐 2017年4月 当社営業管理部長 2018年4月 当社財務部長 2019年6月 当社取締役財務部長 2023年6月 当社取締役上席執行役員財務部長兼 営業管理部長 2023年10月 当社取締役上席執行役員財務部長 （現任）	8,450株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、公認会計士の資格を持ち、監査法人における18年間の監査業務を通じて相当程度の財務・会計知識を有しております。また、当社では営業管理部長、財務部長を務め、当社の管理部門全般の業務に携わっております。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	えっ ちゅう のぶ ひろ 越 中 紳 浩 (1966年10月2日生)	2007年 3 月 当社入社 滋賀支店課長 2015年 4 月 当社在宅・医療ガス部長 2017年 4 月 当社執行役員在宅・医療ガス部長 2019年 7 月 株式会社キンキ酸器代表取締役社長 2021年 4 月 当社執行役員在宅医療部長 2022年 7 月 当社上席執行役員在宅医療部長 2024年 6 月 当社取締役上席執行役員在宅医療部長 (現任)	8,112株
		【取締役候補者とした理由】 候補者は、在宅・医療ガス部長を務めた後、2019年に株式会社キンキ酸器代表取締役社長に就任しました。2021年より在宅医療部長を務め、豊富な業務知識と業務執行能力があります。それらの経歴を通じて培った経験や見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、古野晃氏、居内清和氏、青木重人氏、宮前雅彦氏、塚本晃久氏及び越中紳浩氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。保険料は、全額当社が負担しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である取締役候補者末永京子氏は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
すえ なが たか こ 末 永 京 子 (1967年6月7日生)	1997年 6月 弁護士登録 柏木泰英法律事務所入所 2002年 9月 柏木泰英法律事務所退所 2002年10月 ふたば法律事務所開設 2013年 5月 アーカス総合法律事務所に名称変更 現在に至る (重要な兼職の状況) アーカス総合法律事務所 弁護士	0株
【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】 候補者を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を活かして、企業法務をはじめ法務全般について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 末永京子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 末永京子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出する予定であります。
4. 末永京子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項

の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

5. 当社は保険会社との間で、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。保険料は、全額当社が負担しております。末永京子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。

(ご参考) 株主総会後の監査等委員を含む取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	地位	企業経営	経営企画	財務・会計	人事・法務
古野 晃	代表取締役	○	○		
居内 清和	取締役	○	○		
青木 重人	取締役	○	○		
宮前 雅彦	取締役	○	○		○
塚本 晃久	取締役	○	○	○	
越中 紳浩	取締役	○	○		
小川 貢	取締役（常勤監査等委員）		○		○
松井 大輔	社外取締役（監査等委員） 公認会計士・税理士			○	
松本 裕美	社外取締役（監査等委員） 弁護士				○

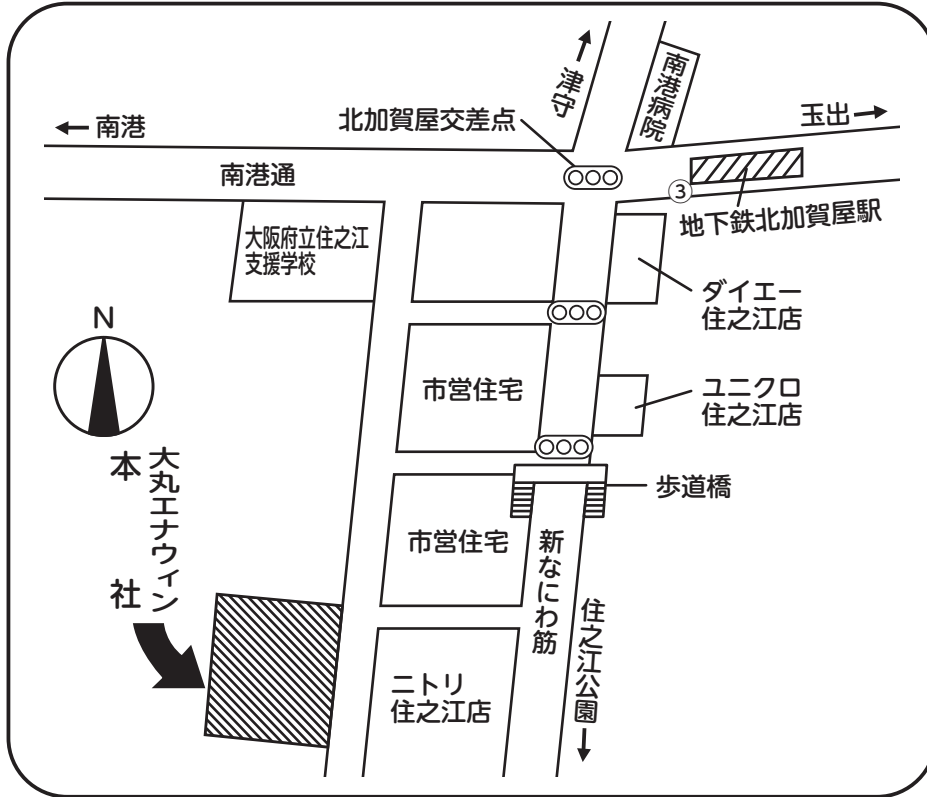
以上

株主総会会場のご案内

大丸エナウィン株式会社 本社 6 階会議室

大阪市住之江区緑木一丁目4番39号

電話(06) 6685-5101



交通機関

地下鉄（四つ橋線）北加賀屋駅（3番出口）下車 徒歩約10分

※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。